令和７年度　引き上げ分の地方消費税の活用について

令和元年 10 月に消費税率が 8%から 10%に引き上げられました。消費税引上げ分(2%分）による増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けられます。

消費税 8%には地方消費税 1.7%が含まれており、消費税 10%の場合、地方消費税は 2.2%になります。地方消費税の増収分 0.5%についても、社会保障の充実・安定化に向けられます。

練馬区では、令和７年度決算において、地方消費税の社会保障財源額は 123 億 3,671 万円でした。これについては、下記の通り、社会保障施策に活用いたしました。

地方消費税社会保障財源分活用状況　（単位：千円）

分類	事業名	令和７年度決算額	地方消費税増収分活用の額
社会福祉	高齢者福祉事業	3,954,058	515,143
	障害者福祉事業	27,513,724	2,248,407
	生活保護事業	35,613,178	1,819,865
	保育委託事業	37,911,463	2,947,550
社会保険	国民健康保険事業	5,541,494	565,804
	後期高齢者医療事業	9,136,744	1,640,768
	介護保険事業	8,544,968	1,643,312
保健衛生	保健予防対策事業	3,398,020	561,626
	健康推進事業	3,719,083	394,231
合計		135,332,732	12,336,706

※　「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成 26 年 1 月 24 日総務省通知）は、下記ホームページをご参照ください（Ctrl キーを押しながらクリックするとリンクします）。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000271983.pdf